

Title	外国仲裁判断の承認と執行 : ニューヨーク条約と二国間条約の適用関係
Author(s)	野村, 美明
Citation	阪大法学. 62(3,4) P.29-P.52
Issue Date	2012-11-30
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/60148
DOI	10.18910/60148
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/repo/ouka/all/>

外国仲裁判断の承認と執行

—— ニューヨーク条約と二国間条約の適用関係 ——

野
村
美
明

- 一 はじめに
- 二 ニューヨーク条約からのアプローチ
- 三 二国間条約からのアプローチ
 - 1. ニューヨーク条約が発効した後で二国間条約を締結した場合
 - (1) ハンガリーとの通商航海条約
 - (2) ポーランドとの通商航海条約
 - 2. ニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結していた場合
 - (1) 日米友好通商航海条約
 - (2) 日英通商航海条約
 - (3) 日中貿易協定
- 四 おわりに

日本における外国仲裁判断の承認と執行は、一般的には、二〇〇三年に制定され二〇〇四年に施行された仲裁法⁽¹⁾により規律される。仲裁法四五条一項は、仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わないで、仲裁判断は確定判決⁽²⁾と同一の効力を有すると規定するから、外国仲裁判断の承認についても適用される⁽³⁾。仲裁判断に基づいて民事執行をするには、同法四六条の規定による執行決定がなければならない。

しかしながら、外国仲裁判断の承認と執行に関する二国間条約または多国間条約が存在する場合には、憲法九八条⁽⁴⁾二項により条約が国内法に優先すると解釈される結果、条約の規定が適用され、仲裁法の規定は適用されないとされている⁽⁵⁾。

つぎに、日本との間に二国間条約が存在し、かつ外国仲裁判断の承認および執行に関する条約⁽⁶⁾（「ニューヨーク条約」）の締約国である国との関係⁽⁷⁾については、両者の適用関係が問題となる。この問題については見解が多岐に分かれている。

筆者は、ニューヨーク条約と二国間条約との優先順位に関する見解の対立は、この問題を①ニューヨーク条約を基準としてアプローチするか（以下では「ニューヨーク条約からのアプローチ」という）、それとも②二国間条約を基準としてアプローチするか（以下では「二国間条約からのアプローチ」という）という相違に解消されると考える。

筆者は、ニューヨーク条約からのアプローチは条約上の根拠が薄弱であり、二国間条約からのアプローチが理論的にも実際的にも合理的だと考える。他方、二国間条約からのアプローチは、二国間条約中の仲裁に関する規定が

多様であり、条約の条文も通常の条約集には掲載されていないので、その論拠を確認するのは簡単ではない。後述のように、最新の教科書でもニューヨーク条約からのアプローチを採用するものがあり、このアプローチが多数を占めるといわれている。裁判例でもニューヨーク条約からのアプローチによるものがあるが、見解は分かれている。本稿は、以上のような理論状況を背景に、教科書や実務において根拠が薄弱なニューヨーク条約からのアプローチが無批判に受け入れられることを危惧し、二国間条約からのアプローチを実証的に論証するものである。とりわけ二国間条約の多くが通常の条約集では参照できないことも考慮し、二国間条約からのアプローチの論拠となる条約資料をできるだけ具体的に示すことにしたい。

二 ニューヨーク条約からのアプローチ

ニューヨーク条約からのアプローチとは、二国間条約との関係では、ニューヨーク条約は外国仲裁判断の承認・執行に関する制限の最大限を定めたものであり、この条約より厳格な承認・執行条件を定めた条約に対しては優先して適用されるという立場であり、日本における多くの見解がこの立場に依拠すると理解されている。⁽⁸⁾

このアプローチに立脚する見解にはバリエーションがあるが、基本的な特徴は、ニューヨーク条約七条一項を、他の国際協定または国内法はこの条約の規定よりも緩い要件を定めている範囲においてのみ適用されると解釈する点にあると思われる。東京地判平成七年六月一九日⁽⁹⁾は中国仲裁判断の執行判決請求事件であるが、「多数国間又は二国間の合意のうち同条約〔ニューヨーク条約〕の規定より一層制限的な要件を定めている部分については適用されないものと解すべき」とするの⁽¹⁰⁾も、ニューヨーク条約を基準にした見解といえる。

これに対して、二国間条約からのアプローチは、ニューヨーク条約の規定の解釈から二国間条約との優先順位を

決定するという問題設定を否定し⁽¹²⁾、二国間条約において、二国間条約の両締約国についてニューヨーク条約が発効していることをどう取り扱うかで決まるとする見解である⁽¹³⁾。

ここではニューヨーク条約からのアプローチについて検討する。

ニューヨーク条約七条一項の前段部分は、「この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではない」と定める。日本語訳と英語正文はつぎの通りである。

この条約の規定は、締約国が締結する仲裁判断の承認及び執行に関する多数国間又は二国間の合意の効力に影響を及ぼすものではなく、また、仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない。

Article VII 1. The provisions of the present Convention shall not affect the validity of multilateral or bilateral agreements concerning the recognition and enforcement of arbitral awards entered into by the Contracting States nor deprive any interested party of any right he may have to avail himself of an arbitral award in the manner and to the extent allowed by the law or the treaties of the country where such award is sought to be relied upon.

第一に、同条一項前段部分は、明文で、この条約の規定が他の条約の効力に影響を及ぼさないとするのであるから、条約の文言解釈からはこの条約が他の条約に優先するという解釈はとりえない⁽¹⁴⁾。この文言に対して「文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる」通常の意味がなぜ「他の国際協定……はこの条約の規定よりも緩い要件を定めている範囲においてのみ適用される」になるのかは、明らかにされていない。

むしろ、同条一項後段部分が、この条約の規定は関係当事者が「仲裁判断が援用される国の法令又は条約により

認められる方法及び限度で」「仲裁判断を利用するいかなる権利をも奪うものではない」と規定している趣旨からは、同条一項はニューヨーク条約の優先的適用を定めたものとはいえず、ニューヨーク条約と他の条約（同条二項のジュネーブ条約等を除く）との併存と当事者が承認・執行を求められる国の法令や条約を利用する選択権を認めたものといふべきである。⁽¹⁶⁾

第二に、同条一項後段部分が関係当事者に「仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で」「仲裁判断を利用する」権利を否定していないことから、競合する条約の優先的適用を承認・執行要件の寛厳に依拠させるという解釈は導くことはできない。ニューヨーク条約を基準にする寛厳比較の主張は、後に見るように、二国間条約における承認・執行要件がニューヨーク条約の定める要件と比べて緩やかか否かを一概には判断できないことからも、説得力を欠くものといえる。⁽¹⁷⁾

以上のように、ニューヨーク条約からのアプローチは、ニューヨーク条約の解釈からは根拠付けることはできない。⁽¹⁸⁾

三 二国間条約からのアプローチ

これに対して、二国間条約からのアプローチは、ニューヨーク条約の規定の解釈からは二国間条約との優先順位は決定できず、二国間条約において、二国間条約の両締約国についてニューヨーク条約が発効していることをどう取り扱うかで決まるとする。⁽¹⁹⁾この立場は、条約解釈の観点からも手堅いものといえる。なぜなら、「同一の事項に関する相前後する条約」の優先順位は、前の条約または後の条約の規定内容で決まるのが原則とされるからである。⁽²⁰⁾二国間条約からのアプローチは、ニューヨーク条約と二国間条約との優先順位を、第一に両締約国について

ニューヨーク条約が発効した後で二国間条約を締結した場合と、第二にニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結した場合とに分けて判断する。⁽²¹⁾さらに、このアプローチをとる代表的見解においては、仲裁判断の承認・執行に関する規定を含む条約をつぎの四つの類型に分けて説明しようとする。⁽²³⁾

第一に、仲裁判断の承認・執行の要件を定めるもの（日米友好通商条約など）、第二に、承認・執行の拒否要件を定めるもの（日ソ通商条約など）、第三に、両国に共通の多数国間条約によるもの（日英通商航海条約）および第四にそれぞれの国内法によるもの（日中貿易協定）である。

しかし、仲裁判断の承認・執行に関する規定が含まれている二国間条約の数は一三に過ぎないので、以下ではあえて一般化した説明を加えず、日本と関係の深い個別の条約を取り出して具体例に則して検討することにする。

1. ニューヨーク条約が発効した後で二国間条約を締結した場合

ニューヨーク条約が発効した後で二国間条約を締結した場合には、ニューヨーク条約によることができるにもかかわらず、新たに二国間条約を締結したのであるから、両締約国の間では二国間条約によるのが原則である。

(1) ハンガリーとの通商航海条約

ニューヨーク条約は、日本とハンガリーについては一九六二年に発効している。これに対して、日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約⁽²⁵⁾は、一九七六年に発効している。したがって、ハンガリーとの仲裁判断の承認・執行については、原則通りこの二国間条約の規定によることになる。

同条約九条二項および三項は次のように定める。

2 各締約国は、日本国の国民若しくは第二条の法人とハンガリー人民共和国の1の法人との間で締結される商事契約から

又はこれに関連して生ずることのある紛争に関する仲裁判断を拘束力のあるものとして承認し、かつ、その判断が援用される領域の手続規則に従って執行するものとする。ただし、仲裁による当該紛争の解決が契約自体又は妥当な形式で作成された別個の約定に規定されている場合に限る。

3 (1) 仲裁判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関に対しその当事者が次のいずれかについての証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 2の契約又は約定の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であったこと又は前記の契約又は約定が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断が行われた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかったこと又はその他の理由により防禦することが不可能であったこと。

(c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内でない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲を超える事項に関する判断を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判断が付託されなかった事項に関する判断から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判断を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。

(d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていなかったこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行われた国の法令に従っていなかったこと。

(e) 判断が、まだ当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断が行われた国若しくはその判断の基礎となった法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

(2) 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた締約国の権限のある機関が次のいずれかのことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその締約国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行が、その締約国の公の秩序に反すること。

以上のように、ハンガリーとの通商航海条約九条は、ニューヨーク条約と同様に、承認拒否事由を定める方法を採用している。九条二項(一)が当事者の援用による絶対的拒否事由を、同項(二)が承認・執行を求められた締約国の権限ある機関による裁量的拒否事由を定めている点およびそれぞれの拒否事由の内容も、ニューヨーク条約五条一項および二項とほぼ同じである。

(2) ポーランドとの通商航海条約

ポーランドとの通商航海条約⁽²⁶⁾は、以上の原則に対する例外にあたる。

日本とポーランドとの間では、ニューヨーク条約は一九六二年に発効しているが、通商航海条約は一九八〇年に発効している。したがって、仲裁判断の承認・執行は原則にしたがえば通商航海条約によることになる。同条約一五条は、おおむねハンガリーとの通商航海条約九条と同様の規定である。承認拒否事由を定める一五条二項(一)および(2)がニューヨーク条約五条一項および二項と対応する点でも、ハンガリーとの通商航海条約と同じである。しかし、ポーランドとの通商航海条約の議定書には、つぎのように、ニューヨーク条約の締約国としての権利・義務に影響を与えない旨の規定がある。

- 5 (1) 条約第十五条のいかなる規定も、いずれか一方の締約国が千九百五十八年六月十日にニューヨークで作成された外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約又はこれを改正し若しくは補足する多数国間の協定の締約国として有しており又は有することがある権利及び義務を害するものと解してはならない。

したがって、ポーランドとの通商航海条約はニューヨーク条約が発効した後で締結されているので、仲裁判断の承認・執行は原則的に通商航海条約一五条によるはずであるが、同条約議定書の定めにより、例外的にニューヨーク条約によることができるのである。

以上のように、ハンガリーとの通商航海条約とポーランドとの通商航海条約とはいずれもニューヨーク条約が発効した後に締結されたものであるが、ハンガリーとの通商航海条約は原則に従いニューヨーク条約の規定に優先するものの、ポーランドとの通商航海条約は例外的にニューヨーク条約によることができる。

しかしながら、両通商航海条約ともに、仲裁判断の承認・執行を原則とし、判断の援用を不利益とする当事者が、承認および執行を求められた締約国の権限のある機関に対し、列挙された承認拒否事由を証明する証拠を提出する場面に限り、仲裁判断の承認・執行を拒否することができるとしている。また、絶対的拒否事由および裁量的拒否事由の内容は、ニューヨーク条約五条一項および二項のほぼ引き写しである。²⁷⁾

2. ニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結していた場合

ニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結していた場合には、二国間条約の規定によるかどうかはその条約の解釈による。²⁸⁾ 前に見たように、ニューヨーク条約七条一項前段は、明文で、この条約の規定は他の条約の効力に影響を及ぼさないとするのであるから、ニューヨーク条約が二国間条約の締約国間で効力を生じているにもかかわらず、両締約国間で二国間条約の適用について特に問題としていないのであれば、二国間条約の適用については従前と同様と解される。これに対して、後述するように、日英通商航海条約はニューヨーク条約が発効する前に締結されたが、すでに多国間条約を優先する規定をおいていた。

日本は、密接な経済関係を有するアジア諸国と米国との間では古くから通商航海条約を締結しており、さらに日本がニューヨーク条約に早期に加入し発効しているのと比べて、同条約がこれらの国々について発効するのは比較的遅かったので、これらの国の多くとはニューヨーク条約が発効する前に通商航海条約を締結している（表1参

表1 外国仲裁判断の承認および執行に関する条約と発効時期

一九五八年六月一〇日	ニューヨークで作成
一九五九年六月七日	効力発生
一九六一年九月一八日	日本について効力発生
一九七〇年二月二九日	米国について効力発生
一九七三年五月九日	韓国について効力発生
一九七五年二月二三日	連合王国について効力発生
一九八七年四月二二日	中国について効力発生

定によるかどうかはその条約の解釈によるという扱いになる。

(1) 日米友好通商航海条約

日米友好通商航海条約⁽³²⁾は一九五三年に発効したが、ニューヨーク条約が日米間で発効したのは一九七〇年であった(表1参照)。したがって、仲裁判断の承認・執行には、原則的に日米友好通商航海条約が適用される⁽³³⁾。日米友好通商航海条約四条二項は次のように定める。

一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間に締結された仲裁による紛争の解決を規定する契約は、いずれの一方の締約国の領域内においても、仲裁手続のために指定された地がその領域外にあるという理由又は仲裁人のうちの一人若しくは二人以上がその締約国の国籍を有しないという理由だけでは、執行することができないものと認めてはならない。その契約に従って正当にされた判断で、判断された地の法令に基いて確定しており、且つ、執行することができるものは、公の秩序及び善良の風俗に反しない限り、いずれの一方の締約国の管轄裁判所に提起される執行判決を求める訴に關しても既に確定しているものとみなされ、且つ、その判断についてその裁判所から執行判決の言渡を受けることができ

照⁽²⁹⁾。しかしながら、タイやインドとの間の条約のように、仲裁判断の承認・執行に関する規定が含まれていないものもある。

中国の場合には、日中貿易協定⁽³¹⁾が締結されたのは一九七四年であったが、ニューヨーク条約が中国について発効したのは一九八七年になってからであったので、ニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結していた場合として、後述するように、二国間条約の規

る。その言渡があつた場合には、その判断に対しては、その地でされる判断に対して与える特権及び執行の手段と同様の特権及び執行の手段を与えるものとする。アメリカ合衆国の領域外でされた判断は、アメリカ合衆国のいずれの州のいずれの裁判所においても、他の諸州でされる判断が受ける承認と同様の限度においてのみ、承認を受けることができるものとする。

以上をまとめれば、日米友好通商航海条約における承認・執行要件は、両締約国の国民または会社との間の仲裁契約について、①その契約に従つて正当にされた判断であること、②判断された地の法令に基づいて確定しており、かつ、執行することができること、③公の秩序および善良の風俗に反しないことといえる。

これらの要件はニューヨーク条約の要件とどう比較できるだろうか。

ニューヨーク条約は四条で、承認・執行のための要件として、承認・執行を申し立てる当事者が(a)仲裁判断の原本または謄本と(b)仲裁合意の原本または謄本を提出することと必要な場合にはこれらの翻訳を提出することを求める。続く五条は、承認・執行の拒否要件を定めるものである。

まず、ニューヨーク条約四条一項は、つぎのような当事者主義的規定をおく。

1. 判断の承認及び執行は、判断が不利益に援用される当事者の請求により、承認及び執行が求められた国の権限のある機関に対しその当事者が次の証拠を提出する場合に限り、拒否することができる。

(a) 第2条に掲げる合意の当事者が、その当事者に適用される法令により無能力者であつたこと又は前記の合意が、当事者がその準拠法として指定した法令により若しくはその指定がなかったときは判断がされた国の法令により有効でないこと。

(b) 判断が不利益に援用される当事者が、仲裁人の選定若しくは仲裁手続について適当な通告を受けなかつたこと又はその他の理由により防禦することが不可能であつたこと。

- (c) 判断が、仲裁付託の条項に定められていない紛争若しくはその条項の範囲内にはない紛争に関するものであること又は仲裁付託の範囲をこえる事項に関する判定を含むこと。ただし、仲裁に付託された事項に関する判定が付託されなかった事項に関する判定から分離することができる場合には、仲裁に付託された事項に関する判定を含む判断の部分は、承認し、かつ、執行することができるものとする。
- (d) 仲裁機関の構成又は仲裁手続が、当事者の合意に従っていないこと又は、そのような合意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。
- (e) 判断が、また当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと。

日米友好通商航海条約の仲裁判断が①仲裁契約に従つて正当にされた判断であることおよび②判断された地の法令に基いて確定しており、かつ、執行することができることという承認・執行要件は、以上のニューヨーク条約一項(a)から(e)の承認拒否要件よりも緩やかに見える。しかし、①と②の要件は概括的であり、これらの要件は具体的にはニューヨーク条約の承認・執行拒否要件のいずれかに該当するようにも思われる。

第一に、①仲裁契約に従つて正当にされた判断であるというためには、(a)仲裁合意の当事者の能力や仲裁合意の準拠法上の有効性、(d)仲裁機関の構成・仲裁手続が、当事者の合意に従っていないことが必要と考えられる。⁽³⁴⁾意がなかったときは、仲裁が行なわれた国の法令に従っていないことが必要と考えられる。

第二に、②判断された地の法令に基いて確定しており、かつ、執行することができることという要件は、ニューヨーク条約の上記(e)の「判断が、また当事者を拘束するものとなるに至っていないこと又は、その判断がされた国若しくはその判断の基礎となつた法令の属する国の権限のある機関により、取り消されたか若しくは停止されたこと」という要件として具体化される。

以上のように、日米友好通商条約にしたがつて承認・執行を求める当事者が、具体的には結局ニューヨーク条約の(a)、(d)および(e)の承認拒否事由に該当する事由を自ら立証しなければならぬとすれば、日米友好通商条約上の仲裁判断の承認・執行要件がニューヨーク条約より緩やかとは必ずしもいえないのではないか。

つぎに、ニューヨーク条約五条二項は、つぎのような職権主義的な拒否要件を定めている。

2. 仲裁判断の承認及び執行は、承認及び執行が求められた国の権限のある機関が次のことを認める場合においても、拒否することができる。

(a) 紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものであること。

(b) 判断の承認及び執行がその国の公の秩序に反すること。

日米友好通商条約上の仲裁判断の承認・執行要件の③公の秩序および善良の風俗に反しないことは、ニューヨーク条約五条二項(b)の承認・執行拒否要件に該当することは明らかである。しかも、同条二項(a)の紛争の対象である事項がその国の法令により仲裁による解決が不可能なものである場合には、日米友好通商条約の③の公の秩序および善良の風俗に反しないという承認執行要件を充足しないと解することもできる。また、ニューヨーク条約五条一項(b)の手續保障が欠けている場合にも、③の公の秩序および善良の風俗に反しないことという要件が問題とされるかもしれない。

日米条約の方がニューヨーク条約における承認・執行の条件より緩やかだといえるのは、次の点である。第一にニューヨーク条約一条三項は、「他の締約国の領域においてされた判断の承認および執行についてのみこの条約を適用する旨を相互主義の原則に基づき宣言することができる。」と規定しており、日本と米国はこの宣言をしている。しかし、上に引用した日米友好通商航海条約四条二項は、仲裁契約は、「仲裁手續のために指定された地がそ

の領域外にあるという理由……だけでは、執行することができないものと認めてはならない。」と規定しているから、日米条約の方がニューヨーク条約における承認・執行の条件より緩やかだといえる。第二に、ニューヨーク条約二条一項は、仲裁判断の承認のためには仲裁合意が書面によることを求めているが、日米友好通商航海条約四條二項には書面性を求める規定はない。

他方、二国間の友好通商航海条約の性質上、日米条約四條二項が対象とするのは「一方の締約国の国民又は会社と他方の締約国の国民又は会社との間」の仲裁契約であるが、ニューヨーク条約には仲裁合意の当事者についてそのような制限はない。

以上のように、日米友好通商航海条約とニューヨーク条約における承認・執行の条件を比較した場合、日米条約の条件の方が緩やかな場合と反対に厳格な場合があり、どちらともいえない場合もある。したがって、ニューヨーク条約は外国仲裁判断の承認・執行に関する制限の最大限を定めたものであり、この条約より厳格な承認・執行条件を定めた二国間条約に優先して適用されるという前述のニューヨーク条約からのアプローチは、この点からも実際に（争点と緩嚴の相違点の関係が単純であるような場合を除き）機能しないと見える。

(2) 日英通商航海条約

日英通商航海条約³⁵⁾は、一九六三年に発効し、ニューヨーク条約は日英間では一九七五年に発効した(表1参照)。しかし、日英通商航海条約は仲裁判断の承認・執行について独立の規定をおかず、二四條において、両国がジュネーブ議定書およびジュネーブ条約を「修正し若しくは補足する多数国間の協定の規定」に拘束されることを規定する。

この条約のいかなる規定も、一九二三年九月二四日にジュネーブで署名された仲裁条項に関する議定書、一九二七年九月

二六日にジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約又はこれらの条約を修正し若しくは補足する多数国間の協定の規定が両締約国の間で効力を有する限り、これらの規定によりいずれか一方の締約国が他方の締約国に対して負う義務を免れさせるものと解してはならない。

したがって、両国の締約国の私人間の紛争から生じた仲裁判断の承認・執行については、ニューヨーク条約が適用される。⁽³⁶⁾

(3) 日中貿易協定

前述したように、日中貿易協定⁽³⁷⁾は一九七四年に発効したが、ニューヨーク条約が中国について発効したのは一九八七年であった(表1参照)。日中貿易協定は、八条二項以下に仲裁に関して次のような規定をおいている。

- 2 紛争を協議によつて解決することができない場合には、当事者は、仲裁条項に基づき、仲裁に付することができる。仲裁条項は、契約の双方の当事者により、契約自体に又は契約に関連する別個の約定に規定される。
- 3 両締約国は、当事者による両国の仲裁機関の利用をあらゆる可能な方法によつて奨励するものとする。
- 4 両締約国は、仲裁判断について、その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によつて、これを執行する義務を負う。

仲裁判断の承認・執行については、八条四項が定めるように、「その執行が求められる国の法律が定める条件に従い、関係機関によつて、これを執行する義務を負う」という。ニューヨーク条約が中国について発効した一九八七年以降は、同条約は日中両国について効力を有しているから、「その執行が求められる国の法律」にニューヨーク条約が含まれるかどうかの問題となる。日中貿易協定において両国があえて国内の法律によるという意図を有していないかぎり、「その執行が求められる国の法律」には条約をも含むと解釈すべきであり、ニューヨーク条約も

これに含まれると解すべきである。⁽³⁸⁾

横浜地判平成一年八月二五日は、被告（日本の株式会社）との間の道路凍結防止剤の売買契約に関し、中国の仲裁機関による仲裁判断を受けた原告（中国の企業）が、右仲裁判断に基づく強制執行の許可を求めた事案である。この判決は、第一にニューヨーク条約七条一項の規定は、「その文言からして、他の条約及び国内法の適用を妨げるものではないとの趣旨にとどまるものというべきである。したがって、右規定は、二国間条約がある場合には、ニューヨーク条約と右二国間条約との関係はいわば一般法と特別法の関係にあるとして、二国間条約の適用を妨げないことを規定したものと見るべきものである。」として、日中貿易協定を適用している。しかし、同協定八条四項により、「その執行が求められる国の法律」である日本の「法律が定める条件」とはニューヨーク条約の定める要件にほかならないとして、最終的にはニューヨーク条約によるべきこととなると判示した。⁽⁴⁰⁾

なお、東京地判平成六年一月二七日は、理由なしにニューヨーク条約を適用しているが、原告が同条約により執行判決を求めているとされているので、同条約七条一項後段の当事者の選択によった可能性も否定できない。また、原告が日中貿易協定およびニューヨーク条約に基づき執行判決を求めた岡山地判平成五年七月一四日では、仲裁判断の有効性を両条約によって判断している。⁽⁴²⁾

以上に対して、大阪地決平成二三年三月二五日は、ニューヨーク条約と日中貿易協定の関係を、ニューヨーク条約七条一項が「ニューヨーク条約と当該他の条約との関係がいわば一般法と特別法の関係にあるものとして、当該他の条約を適用することを規定したもの」と解して日中貿易協定の規定を適用している。さらに、「その執行が求められる国の法律」である日本の「法律が定める条件」とは仲裁法の規定であるとして、同法四五条二項一号から七号および八号から九号の承認拒否事由のいずれも認めることはできないとして、中国の仲裁機関の仲裁判断に基

づく強制執行を許可した。

しかし、前述のようにニューヨーク条約七条一項は当事者が二国間条約を利用することを認めているのであって、二国間条約が特別法として一般法であるニューヨーク条約に優先することを定めたものではない。したがって、この理由で日中貿易協定の規定を適用するのは説得的ではない。むしろ、申立人が仲裁法四六条二項所定の文書を提出して本件仲裁判断に基づく執行決定を求めたというのであるから、仲裁法の規定の適用根拠は、ニューヨーク条約七条一項の「仲裁判断が援用される国の法令又は条約により認められる方法及び限度で関係当事者が仲裁判断を利用する」権利に求められるべきであった。

四 おわりに

ニューヨーク条約は外国仲裁判断の承認・執行に関する制限の最大限を定めたものであり、この条約より厳格な承認・執行条件を定めた条約に対しては優先して適用されるといふニューヨーク条約を基準とする考え方は、いまだ日本において支持する見解が少なくない。しかし、このような考え方は、ニューヨーク条約の解釈としても、また同一の事項に関する相前後する条約の優先順位の解釈としても、説得的とはいえない。ニューヨーク条約を基準にする寛厳比較の主張は、日米友好通商航海条約との比較でみたように、まったく現実的ではない。ニューヨーク条約を基準とする考え方は、世界的に圧倒的に支持されているニューヨーク条約が適用されるべきだと思いきみから影響を受けているといえるかもしれない。⁽⁴⁵⁾

本稿は、二国間条約を基準とする考え方にしたがいつつ、三Iでニューヨーク条約が発効した後で二国間条約を締結した場合、三2でニューヨーク条約が発効する前に二国間条約を締結していた場合に分けて、日本と関係の深

い個別の条約を取り出して具体例に則して論じた。⁽⁴⁶⁾

仲裁判断の承認・執行は、三二(1)のハンガリーとの通商航海条約および三二(1)の日米友好通商航海条約では、いずれもこれらの二国間条約上の規定によることになるが、つぎのような相違が見られる。

ハンガリーとの通商航海条約ではニューヨーク条約と同一内容の承認・執行拒否要件として規定されている。他方、日米条約では仲裁判断の承認・執行を求めるものが主張すべき要件として規定されており、ニューヨーク条約においては「判断が不利益に援用される当事者」が主張立証すべき承認拒否事由として規定されているという相違がある。

三二(2)の日英通商航海条約においては、その規定上、ニューヨーク条約によることになる。

三二(3)の日中貿易協定とニューヨーク条約に関しては他の二国間条約に比べて判例の数が多く、ニューヨーク条約と二国間条約の適用関係における主要な論点が具体的にあらわれている。判例の立場は一致していないが、次のように考えるべきである。

第一に、日中貿易協定における「その執行が求められる国の法律」として、国内法（日本では仲裁法）を適用する判例があるが、ニューヨーク条約によるべきである。

第二に、ニューヨーク条約七条一項は、他の条約や二国間条約に対してニューヨーク条約の優先的適用を定めたものとはいえず、ニューヨーク条約と他の条約との併存と当事者が承認・執行を求められる国の法令や条約を利用する選択権を認めたものというべきである。

このようにニューヨーク条約七条一項を当事者による選択権を認めたものと解釈すれば、大阪地決平成二三年三月二五日のように、申立人が仲裁法四六条二項所定の文書を提出して本件仲裁判断に基づき執行決定を求めた場合

には、ニューヨーク条約ではなく仲裁法の規定を適用して仲裁判断を承認する結論は正当化されることになる。

- (1) 「二〇〇三年」平成一五年八月一日法律一三八号、平成一六年三月一日施行。
- (2) なお、仲裁判断の効力に関する経過措置に関して仲裁法附則八条は次のように定める。「この法律の施行前に仲裁判断があった場合においては、当該仲裁判断の裁判所への預置き、当該仲裁判断の効力、当該仲裁判断の取消しの訴え及び当該仲裁判断に基づく民事執行については、なお従前の例による。」
- (3) 仲裁法四五条二項および三項については、後述参照。
- (4) 憲法九八条二項は、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」と定める。
- (5) 小島武・高桑昭編『注釈と論点 仲裁法』二二六頁【高桑昭】（青林書院、二〇〇七年）参照。
- (6) Convention on the Recognition and Enforcement of Foreign Arbitral Awards. 昭和三六年七月一日条約一〇号。日本が締約国となっている条約については、外務省条約データベース <http://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/index.php> 参照。二〇一二年九月二四日現在、ニューヨーク条約の最新の締約国は二〇一二年八月二四日に加入したタジキスタンである。現在の締約国は一四七カ国である。STATUS as of 24-09-2012, available at http://treaties.un.org/pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtsg_no=XXII.1&chapter=22&lang=en.
- (7) ジュネーブ条約（一九二七年九月二六日にジュネーブで署名された外国仲裁判断の執行に関する条約、昭和二十七年八月一日条約一〇号）との関係ではニューヨーク条約が優先する（七条二項）が、ジュネーブ条約の締約国であってニューヨーク条約の締約国でない国は、二〇一二年現在、シヤンマー（ビルマ）だけである。Convention on the Execution of Foreign Arbitral Awards, Geneva, 26 September 1927, available at <http://treaties.un.org/pages/LOnViewDetails.aspx?src=LOn&id=544&lang=en> as of 02/24/09/2012. また、日本とマニラとの間には、仲裁判断の承認・執行に関する二国間条約は現在のところ存在しないので、条約間の抵触問題は生じない。
- (8) 高桑昭『国際商事仲裁法の研究』一六九頁（信山社、二〇〇〇年）は二国間条約からのアプローチをとるが、多くの見解がニューヨーク条約からのアプローチを採用するという。松岡博『現代国際私法講義』三四七頁（法律文化社、二〇

○八年)は、ニューヨーク条約を基準にする「この見解が有力である」とする。

(9) 小島武司・高桑昭編「注解 仲裁法」二四四頁「小林秀之」(青林書院、一九八八年)は、二国間条約はニューヨーク条約より要件が緩い場合にしか効力を有しないとしつつ、大多数の二国間条約はニューヨーク条約より緩やかな要件を定めているとして、二国間条約が優先するという。松浦馨「外国仲裁判断の承認と執行の問題点」『染野義信博士古希記念論文集 民事訴訟法の現代的構築』二一九頁以下、二二七―二二八頁(勁草書房、一九八九年)は、ニューヨーク条約以前に締結された二国間条約について同旨を述べるが、ニューヨーク条約締結以降に効力を生じた二国間条約との優先関係は二国間条約の解釈によって定まるといふ。松浦馨「日本における外国仲裁判断の承認・執行」松浦馨・青山善充編『現代仲裁法の論点』四〇七頁以下四一―四二二頁(有斐閣、一九九八年)も同旨。

(10) 阿川清道「外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約について(上・下)」ジュリスト二二一―二二二頁以下、二二二―二二四頁以下、四九頁(一九六一年)が、ニューヨーク条約を基準とする考え方の日本における嚆矢だと思われる。最近では、小林秀之・村上正子「国際民事訴訟法」二二四頁(弘文堂、二〇〇九年)は、ニューヨーク条約は「他の国際条約がより緩い要件を定めていないかぎり優先して適用される」とする。これに対して、村上謙「通商航海条約における仲裁判断条項について」『外務省調査月報 Vol. II, No. 9』五三七頁以下、五六―(二五)頁(一九六一年)は、阿川論文と同時に書かれた文献であるが、ニューヨーク条約七条一項を根拠に、通商条約の規定が優先するといふ。

(11) 判タ九一九号二五二頁。

(12) 小島武司「仲裁法」四三四―四三五頁(青林書院、二〇〇〇年)は、このようなニューヨーク条約からのアプローチを批判しながら、同条約七条一項の後段部分(後述)を根拠に、当事者はニューヨーク条約または二国間条約を選択できるといふ。当事者に選択権があるという結論はその通りだが、条約間の優先順位については答えていない。

(13) 高桑前掲注(5)二六七―二六八頁および同(8)一七〇―一七一頁が代表的見解である。

(14) 反対に、山本和彦・山田文「ADR仲裁法」三五七頁(日本評論社、二〇〇八年)は、村上論文前掲注(10)と同様に、条約七条一項の解釈のみから「二国間条約の優先を認めるべき」と主張するが、厳密には二国間条約が優先するかどうかは二国間条約の解釈によるべきである。

(15) ニューヨーク条約や多くの二国間条約の解釈には、条約法に関するウィーン条約(一九八一年)昭和五六年条約一

六号)の適用はない(ウィーン条約四条参照)。しかし、解釈に関する一般的な規則を定める三一条および解釈の補足的な手段に関する三二条は国際慣習法を法典化したもの (Arbitral Award of 31 July 1989, I. C. J. Reports 1991, pp. 69-70, para. 48) とし、参考にできる。三二条一項は「条約は、文脈によりかつその趣旨及び目的に照らして与えられる用語の通常の意味に従い、誠実に解釈するものとする。」と規定する。日本語訳はわかりにくい、英語正文は次のようである。"A treaty shall be interpreted in good faith in accordance with the ordinary meaning to be given to the terms of the treaty in their context and in the light of its object and purpose."

(16) 高桑前掲注(8)一七〇頁参照。

(17) 高桑前掲注(8)一七〇頁参照。

(18) 道垣内正人「ハワイ州でなされた仲裁判断の執行」ジュリスト九九〇号(商事判例研究)七六頁以下、七八頁(一九九一年)は、承認・執行要件の寛蔽で優先順位を決定するという見解について、そのように解する条文中の根拠は見出し得ないという。

(19) 高桑前掲注(5)および高桑前掲書注(8)のほか、後掲注(39)および(40)の本文に紹介した横浜地判平成十一年八月二五日(判例時報一七〇七号一四六頁)も同旨を述べる。

(20) ウィーン条約法条約三〇条一項および二項参照。二項の英語正文は次のようである。"When a treaty specifies that it is subject to, or that it is not to be considered as incompatible with, an earlier or later treaty, the provisions of that other treaty prevail."

(21) Albert Jan van den Berg, *The New York Arbitration Convention of 1958 Towards a Uniform Judicial Interpretation* 81-120 (1981) は、「条約間の抵触を解決する原則として」「後法は前法を廃す」「特別法は一般法を廃す」および「最大実効性の原則 (principle of maximum efficacy)」をあげ、なかでも最大実効性の原則を重視してニューヨーク条約とその他の条約の優先順位を決定している。しかし、ウィーン条約法条約は、そのような解釈原則を明示的には採用していない。

(22) 高桑前掲注(5)一七一頁参照。どの二国間条約がニューヨーク条約の後か先かについては、以下でみる具体例以外については、高桑前掲一七三頁注(43)から(46)参照。

(23) 高桑前掲注(5)二六七頁、高桑前掲注(8)一六五—一六七頁参照。

(24) 高桑前掲注(8)一六五頁同一七三頁注四二から四六のほか、『現行法令総覧』(二〇二二年六月二六日版) および外務省・条約データ検索(二〇二二年一月六日) によった。

(25) 日本国とハンガリー人民共和国との間の通商航海条約、「一九七六年」昭和五一年八月二五日条約一四号、昭和五一年九月九日効力発生。

(26) 日本国とポーランド人民共和国との間の通商及び航海に関する条約、「一九八〇年」昭和五五年一〇月二〇日条約三二号、昭和五五年一〇月二六日効力発生。

(27) このことは、英語正文によれば一層明らかとなる。

(28) *van den Berg*, 前掲注(21)一一三頁は、ニューヨーク条約と後の二国間条約の関係が問題になるのはまれな場合であるという。そして、二国間条約中にこの条約は他の条約の効力に影響を及ぼさない旨の規定がない限り、後法は前法を廃するという原則により、ニューヨーク条約の適用は排除されるという。

(29) 日本国暹羅国友好通商航海条約、昭和一三年三月条約二号。同条約は、一九七一年二月二七日に失効し、現在はタイとの通商航海に関する暫定取り組みによる。

(30) 通商に関する日本国とインドとの間の協定、昭和三三年四月八日条約二号。

(31) 日本国と中華人民共和国との間の貿易に関する協定、「一九七四年」昭和四九年六月一五日条約四号、同年六月二二日効効。

(32) 日本国とアメリカ合衆国との間の友好通商航海条約、「一九五三年」昭和二八年一〇月二八日条約二七号、同年一〇月三〇日効効。

(33) 英国法人が日本法人に対して両者間の備船契約に関する紛争について米国でなされた仲裁判断に基づいて執行判決を求めた大阪地判昭和五八年四月二二日(判例時報一〇九〇号一四六頁)では、ニューヨーク条約が適用されている。これは、本文で述べるように、日米条約が締結国の国民または会社間の仲裁契約を対象としているからである。英国法人と日本法人との間の仲裁契約は、後述の日英条約によっても、ニューヨーク条約によることになる。

(34) テキサス州法人から日本法人に対して、両者間の仲裁契約に基づく米国仲裁判断の執行判決が求められた名古屋地一宮支部判昭和六二年二月二六日(判例時報二二三三三二号一三八頁)は、結論として日米条約を適用し、「契約に従って正当

にされた判断」という要件に言及しながら、仲裁契約の有効性と仲裁判断の有効性を混同しているためか、仲裁契約の有効性をその準拠法に従って判断していない。道垣内前掲注(17)七八頁もこの点を批判する。なお、判決では販売代理店契約および仲裁契約の準拠法は日本法であると認定されている。

(35) 日本国とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国との間の通商、居住及び航海条約、昭和三八年四月二二日条約一七号、同年五月四日発効。

(36) 前掲注(33)参照。

(37) 前掲注(31)および本文参照。

(38) 高桑・前掲書注(8)一七二頁参照。

(39) 判例時報一七〇七号一四六頁。

(40) これに対して、東京地判平成五年七月二〇日(判例時報一四九四号一二六頁)は日中貿易協定八条四項を適用して、平成八年改正前民事訴訟法八〇二条により執行判決を認めた。ニューヨーク条約からのアプローチによる判決については、前掲注(11)本文参照。

(41) 判タ八五三号二六六頁。

(42) 判タ八五七号二七一頁。

(43) 判時二二二二号一〇六頁。

(44) 仲裁法四五条二項は、「第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る」と規定する。

(45) 高桑前掲注(8)一七八頁参照。

(46) なお、仲裁判断の承認・執行に関する二国間条約を締結していないがニューヨーク条約の締約国である二国間では、いずれの考え方に従っても、仲裁判断の承認・執行はニューヨーク条約によることになる。

後注

この論文は、韓国で出版された『金文煥先生停年記念論文集・New Horizon for International Trade Law 第一巻』(法

文社、二〇一一）六〇九―六二六頁に掲載された「外国仲裁判断の承認と執行——ニューヨーク条約か二国間条約か」および日本で公表された同名のディスカッションペーパー（OSIPP Discussion Paper: DP-2011-J-008）をもとに、補足修正を加えて作成された。作成にあたっては、科学研究費補助金（基盤研究B）「東アジアにおける国際民商事紛争解決システムの構築」（研究課題番号：21330011）の補助を受けた。友好通商航海条約の現状については、外務省の条約データベースが首尾一貫しておらず、法令集の情報も不正確であったので、大阪大学大学院法学研究科博士後期課程の小野木尚氏が綿密な調査をしてくださった。ここに記して感謝の意を表する。